

令和5年度総務省調達改善計画 上半期自己評価結果の概要
(対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日)

取組目標	難易度	取組内容	進捗度	取組結果等
1 重点的な取組				
(1) 随意契約の見直し				
随意契約の見直し	A	① 競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。	A	上半期の競争性のない随意契約比率（本省・地方）：11.4% 【参考】 令和4年度上半期：12.4%
	A	② 企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。	A	上半期の企画競争随意契約比率（本省・地方）：25.7% 【参考】 令和4年度上半期：27.9% 上半期の公募随意契約比率（本省・地方）：6.0% 【参考】 令和4年度上半期：6.1%
(2) 一者応札改善のための取組				
全ての調達の改善取組	A	① 公告期間等の改善	A	調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うとともに、公募期間の延長や調達予定案件の発信を行うことにより、準備期間及び執行期間を確保を図った。
	A	② 仕様内容の充実 ③ 仕様中立性の確認 ④ 契約額の適正化及び低廉化	A	・仕様内容の充実の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保を図った。 ・仕様内容の中立性を確保することにより、調達の公平性、競争性の推進を図るとともに、複数者から見積書や経費算出調書を活用することにより、契約金額の適正化及び低廉化の推進を図った。
	A	⑤ 事前審査 ⑥ 一者応札の検証 ⑦ 事後審査・管理	A	・契約担当部局による審査を徹底させ、前回調達時に一者応札となった調達案件については、契約担当部局による審査を踏まえ、公告期間の延伸や仕様書の見直しを行ったことにより、調達改善に向けた取組内容の確実な実施の推進を図った。 ・契約担当部局においては、市場価格を把握することにより、予定価格設定の適正化を図った。 ・契約監視会のチェックにより、調達要求部局と契約担当部局において一者応札改善に向けた取組の重要性を共有し、競争性を確保する意識等の醸成を図った。
	A	⑧ 企画競争の適正化	A	上半期の企画競争一者応募率（本省・地方）：76.5% 【参考】 令和4年度上半期：78.3%
調査・調査研究経費に係る調達	A	① 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなものは、適切な調達単位の分割した上、適切な入札方式を選定すること。	A	契約担当部局による審査を徹底することにより、仕様書の中立性及び競争性の確保を図った。
	A	② 最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。 ③ 総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。	A	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。 また、契約担当部局における審査が適切に実施されたことにより、選定の透明化を図った。
情報システム経費に係る調達	A	① 予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件（契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの）は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付する（ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない）。	A	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーから評価を受けることにより、仕様内容や経費に係る妥当性の確保を図った。
	A	② 予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。	A	
	A	③ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。	A	仕様内容の充実等について、契約担当部局による審査を徹底することにより、調達の公平性を図った。
	A	④ 最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。	A	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。
A	⑤ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。	A	A	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供することにより、情報システムの課題について情報共有を図った。
2 共通的な取組				
(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実				
全ての調達の改善取組（再掲）	A	⑤ 事前審査（再掲） ⑥ 一者応札の検証（再掲） ⑦ 事後審査・管理（再掲）	A	上記(2)一者応札改善のための取組 ⑤～⑦と同じ
(2) 調達事務のデジタル化の推進	A	「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。	A	上半期の電子応札率（本省・地方）：68.7%（集計途中につき暫定値） 【参考】 令和4年度上半期：61.0% 電子契約率（本省・地方）：42.7%（集計途中につき暫定値） 【参考】 令和4年度上半期：30.8%

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+：効果的な取組
・A：発展的な取組
・B：標準的な取組

【進捗度】
以下の指標に基づき進捗度を記載。
・A：（定量的な目標）目標進捗率90%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B：（定量的な目標）目標進捗率50%以上
（定性的な目標）計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
・C：（定量的な目標）目標進捗率50%未満
（定性的な目標）何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

令和5年度の調達改善計画							令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和5年9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
			<p>⑤ 事前審査 ア、全ての調達案件については、原則、契約担当部に協議して、2.の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 また、調達要求部局は、契約担当部に協議する際、仕様書等の内容が新規参入業者の応札を妨げる内容となっていないか等の基本的な確認事項や実施する一者応札改善案の内容について事前チェックを行い、契約担当部局は、一者応札改善案が適切に講じられているか等について、事前審査を行うことにより、一者応札改善に向けた取組の実効性を確保する。</p> <p>イ、数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。</p> <p>⑥ 一者応札の検証 ア、結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ、類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、契約担当部局及び調達要求部局間と共有するとともに、調達要求部局は、次回の調達時まで改善策を検討することとする。※1ウ、一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討する。また、公募随契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2さらに、本取組の地方支分部局への拡大を検討する。※3</p> <p>⑦ 事後審査・管理 ア、一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ、上記に基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。</p>			<p>⑤及び⑦については、 H29:本省 H30:地方 ※本省においてR4から実施(下線部)</p> <p>⑥については H24:本省 H30:地方 ※1本省においてR2から実施 ※2本省においてR3から実施 ※3R5から実施</p>								<p>契約担当部局による審査を徹底させ、前回調達時に一者応札となった調達案件については、契約担当部局による審査を踏まえ、公告期間の延伸や仕様書の見直しを行ったことにより、調達改善に向けた取組内容の確実な実施の推進を図った。 ・契約担当部局においては、市場価格を把握することにより、予定価格設定の適正化を図った。 ・契約監視会のチェックにより、調達要求部局と契約担当部局において一者応札改善に向けた取組の重要性を共有し、競争性を確保する意識等の醸成を図った。</p>	随時	契約監視会での指摘等のうち、調達案件に係る全般的な事項と考えられるものについては、下半期に予定している説明会において調達要求部局、契約担当部局に周知	引き続き実施
			<p>⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、また、特定の者が有利にならないよう取組を行う。</p>			H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。(令和4年度:75.9%)			H24:本省 H29:地方		A	<p>上半期の企画競争一者応募率(本省・地方):76.5% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応募率は、8.4%</p> <p>【参考】 令和4年度上半期:78.3% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応札率は、9.7%</p>	-	随時	上半期における企画競争一者応募率は、年間目標として掲げた前年度の数値よりも高いことから、企画競争随意契約における一者応募率は、年を経るごとに相対的に高くなる傾向を踏まえて継続的な取組が必要	企画競争随意契約の契約内容に複数年度に跨るものが多いことから、企画競争随意契約における一者応募率は、年を経るごとに相対的に高くなる傾向があることから、本項目の指標に対する適切な指標を検討
		(2) 調査・調査研究経費に係る調達	<p>① 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなもの、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること。</p> <p>② 最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p> <p>③ 総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>	令和3年度の 一者応札件数の約5割、契約金額の約4割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H24:本省 H30:地方	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H24:本省 H30:地方		A		随時	継続的な取組が必要	引き続き実施	
		(3) 情報システム経費に係る調達	<p>① 予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの)は、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決定にその評価内容等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。</p> <p>② 予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。</p>	令和3年度の 一者応札件数の約4割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H31:本省	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H31:本省		A		随時	継続的な取組が必要	契約担当部局合議文書における評価内容の添付及び仕様書への反映状況から本取組が定着したことにより、調達改善計画の重点的な取組からは外すものの、本取組については引き続き実施	

令和5年度の調達改善計画							令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和5年9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
			③ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。 ④ 最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。 ⑤ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。			H30:本省 H24:本省 H30:地方 R1:本省				H30:本省 H24:本省 H30:地方 R1:本省	A A A	- - -	仕様内容の充実等について、契約担当部局による審査を徹底することにより、調達の公平性を図った。 仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。 入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供することにより、情報システムの課題について情報共有を図った。	随時 随時 随時	継続的な取組が必要 継続的な取組が必要 継続的な取組が必要	契約担当部局合議文書から本件取組が定着したと判断されることにより、調達改善計画の重点的な取組からは外すものの、本取組については引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	
	○	3. 調達改善に向けた審査・管理の充実 調達改善に向けた審査・管理の充実については、上記2により取組を実施する。			A	H30:本省・地方	上記記載の2のとおり取組を実施	年度末	A	H30:本省・地方	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
	○	4. 調達事務のデジタル化の推進 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しを求められていることを踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。	① 「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付け総務省第3675号)に基づき、引き続き、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。 ② 事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。 ③ 本省と地方支分部局等又は地方支分部局等間の取組の進捗の違い、あるいは課題を分析し、地方支分部局等を含めた利活用に向けて有効なものを検討・計画する。※		A	R4:本省・地方 ※:R5から実施	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率※1を上回ること(デジタル庁が策定した「オンライン利用率上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点で50%以上※2)を目標とする。 ※1(参考値:令和3年度電子応札率:63.4% 電子契約率:38.1%) ※2 デジタル庁が定めた算出方法(電子契約件数/電子応札件数×100)による。	年度末	A	R4:本省・地方	・入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。 ・地方支分部局において電子契約を未実施の部署に対し、現状及び理由を聴取した。	A	上半期の電子応札率(本省・地方):68.7% ※集計途中につき暫定値 【参考】 令和4年度上半期:61.0% 上半期の電子契約率(本省・地方):42.7% ※集計途中につき暫定値 【参考】 令和4年度上半期:30.8%	随時	電子入札・電子契約の推進には、事業者の協力が不可欠であるため、郵送・来庁の手間が省ける等のメリットを周知し、引き続き積極的な声掛けを実施	引き続き実施	

その他の取組

調達改善計画		令和5年度上半期自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日）	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
		定量的	定性的
<p>1. 共同調達 汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。</p>	継続	—	<p>国土交通省及び警察庁との下記品目の共同調達を継続して実施 ○当省が主管となった調達品目 ・紙類、蛍光灯、トイレットペーパー、クリーニング、速記 ○他省庁が主管となった調達品目 ・事務用消耗品、ガソリン、OA消耗品、清掃用消耗品、非常用食料等、宅配便等配送</p> <p>地方支分部局2官署において他省庁1官署と下記品目の共同調達を継続して実施 ・事務用品類、ガソリン</p>
<p>2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組） 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。</p>	継続	・未実施であった1官署において、下半期での実施に向けて検討中	—

<p>3. 公共調達への付随的施策の推進 特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。</p> <p>①中小企業者の受注の機会の増大を図るため、「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、分離・分割発注の活用、競争参加資格の弾力的な運用等により中小企業者向け契約目標の達成に向けて取り組む。</p> <p>②ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、総合評価落札方式等による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。</p> <p>③公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価する取組を推進するため、総合評価落札方式により情報システム等の調達を実施する際、当該事業者の評価項目を設定する。</p> <p>④賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定する。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者に対する受注機会の増大策として、一般競争入札の入札参加資格を緩和し、より参入しやすい環境整備に取り組んだ。 ・総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定することにより、受注機会の提供を推進した。 ・総合評価落札方式による情報システムの調達を実施する際、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目を設定することにより、受注機会の提供を推進した。 ・総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定することにより、受注機会の提供を推進した。
<p>4. その他（総務本省の取組）</p> <p>①旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>ICカード乗車券の利用にともない、回数券の常備、乗車券の事前購入等が削減されたことにより、事務効率化を推進した。</p>

<p>②国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>令和6年度予算の概算要求において、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用の検討を依頼し、その推進を図った。</p>
<p>③クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金（水道）の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定してクレジットカード払いを実施することにより、事務効率化を推進した。</p>
<p>④会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>省内の会計事務新任者を対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を下半期に実施すべく、その準備を行った。 調達マニュアルについては、記載内容の現行化を図るため、都度修正を行った。</p>
<p>⑤契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。 また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。</p>	<p>新規</p>	<p>—</p>	<p>契約担当部局においては、契約締結時に再委託等申請・承認手続の説明を必須とするとともに、再委託等が行われる案件については、案件毎に進捗を管理することにより、申請手続の遺漏防止を行った。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【高橋伸子・生活経済ジャーナリスト】 意見聴取日【11月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○取組の更なる推進を図る観点等	○項目2. 一者応札改善のための取組(1)全ての調達改善取組項番⑦事後審査・管理 における「実施した取組内容」について、総務省契約監視会に係る活動の記載が「調達の透明性の確保等を行った。」とあります。この点につき、具体的な取組が明確でなく、「等」が何を指すのか、また「行った」とまで言い切れないのではないかと感じられることから再考を願いたい。	○御意見を踏まえ、当該項目の実施した取組内容の記載を修正するとともに、全体の構成についても見直しを行いました。

外部有識者の氏名・役職【 】 意見聴取日【 月 日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○	○	○